

# 東京都立蔵前工業高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月1日  
校長 決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- (2) いじめは、どのクラス、どの生徒にも起こり得るものである。
- (3) いじめられた生徒の立場に立って問題解決を行う。
- (4) 本校教職員は、いじめの早期発見と未然防止に努める。

## 2 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係する機関及び団体との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに生徒がいじめを受けていると思われる場合は、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの未然防止策、早期発見策の検討及びいじめが起きた場合の加害者、被害者への適切な指導、保護者の対応、いじめ防止研修等の指導計画・方針を共通理解した上での役割分担、組織的かつ迅速な対応を行う。

#### イ 所掌事項

- ・いじめの早期発見、早期対応策の検討
- ・いじめが起きた場合の対応策検討
- ・ネットいじめへの対応
- ・家庭・地域社会、関係機関との連携、いじめ防止校内研修

#### ウ 会議

定例会は原則として、毎月1回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的で適切かつ迅速な対応を行う。

#### エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、工業科主任、学年代表、スクールカウンセラー

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめ問題の複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじめ対策委員会を支援する組織としてサポートチームを設置する。

#### イ 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会を支援する。
- ・いじめ問題の状況を把握し、検討及び助言を行う。
- ・いじめ問題を解決するため、関係機関への協力要請を検討する。

#### ウ 会議

会議は、年間3回定期的で開催する。いじめ発見の場合は、「緊急学校サポートチーム会議」を開催し、組織的で迅速な対応を行う。

#### エ 委員構成

委員は、学校運営連絡協議会の内部委員並びに協議委員をもって充てる。

#### 4 段階に応じた具体的な取組

##### (1) 未然防止のための取組

- ア 担任による問題を抱えた生徒への面談、HR・放課後等における働きかけを行う。
- イ 年3回、LHRで友人関係やいじめ問題をテーマとして取り上げる。
- ウ 「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを意識し、学校における生徒の「言葉の暴力撲滅キャンペーン」を支援する。

##### (2) 早期発見のための取組

- ア 年2回、生活意識調査を実施し、いじめをはじめとする課題の発見に努める。
- イ スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ウ 年3回程度、生徒との二者面談を行い、生徒の表情を見ながら、本人のことばかりでなく、友人関係、クラスや部活動のことなど情報を収集する。
- エ 学期の始めに全教職員による校内巡回を実施し、いじめの未然防止と早期発見に努める

##### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から相談があった場合には、真摯に傾聴する。
- イ 学校いじめ対策委員会を中心に関係生徒から事情を聴取するなどして、いじめの有無の確認を行う。
- ウ いじめが認知された場合は、学校サポートチームを招集し、教育委員会に報告、相談を行う。

##### (4) 重大事態への対処

- ア いじめた生徒の特別指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する等、当該生徒を支える体制をつくる。状況に応じ、スクールカウンセラーや児童相談所等の協力を得て対応を行う。
- イ いじめられた生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- ウ いじめた生徒に対しては自らの行為の責任を自覚させ、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。
- エ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- オ 校長は、重大事態発生について教育委員会への報告を行うとともに、学校いじめ対策委員会を活用して事実関係を明確にするための調査を実施し、教育委員会が行う調査に協力する。また、調査結果についての再調査への協力を行う。

#### 5 教職員研修計画

- (1) 年間に3回以上、いじめ防止に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

#### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針等について保護者に周知する。
- (2) 教員による個別の保護者相談を実施するなど、保護者が相談できる環境を整備する。

#### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察・児童相談所等と日頃連携を密にし、情報交換を行う。

#### 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価の項目にいじめの項目を入れ継続的な検証を実施するとともに、基本方針の見直しを行う。

附則 この基本方針は平成26年9月1日から施行する。